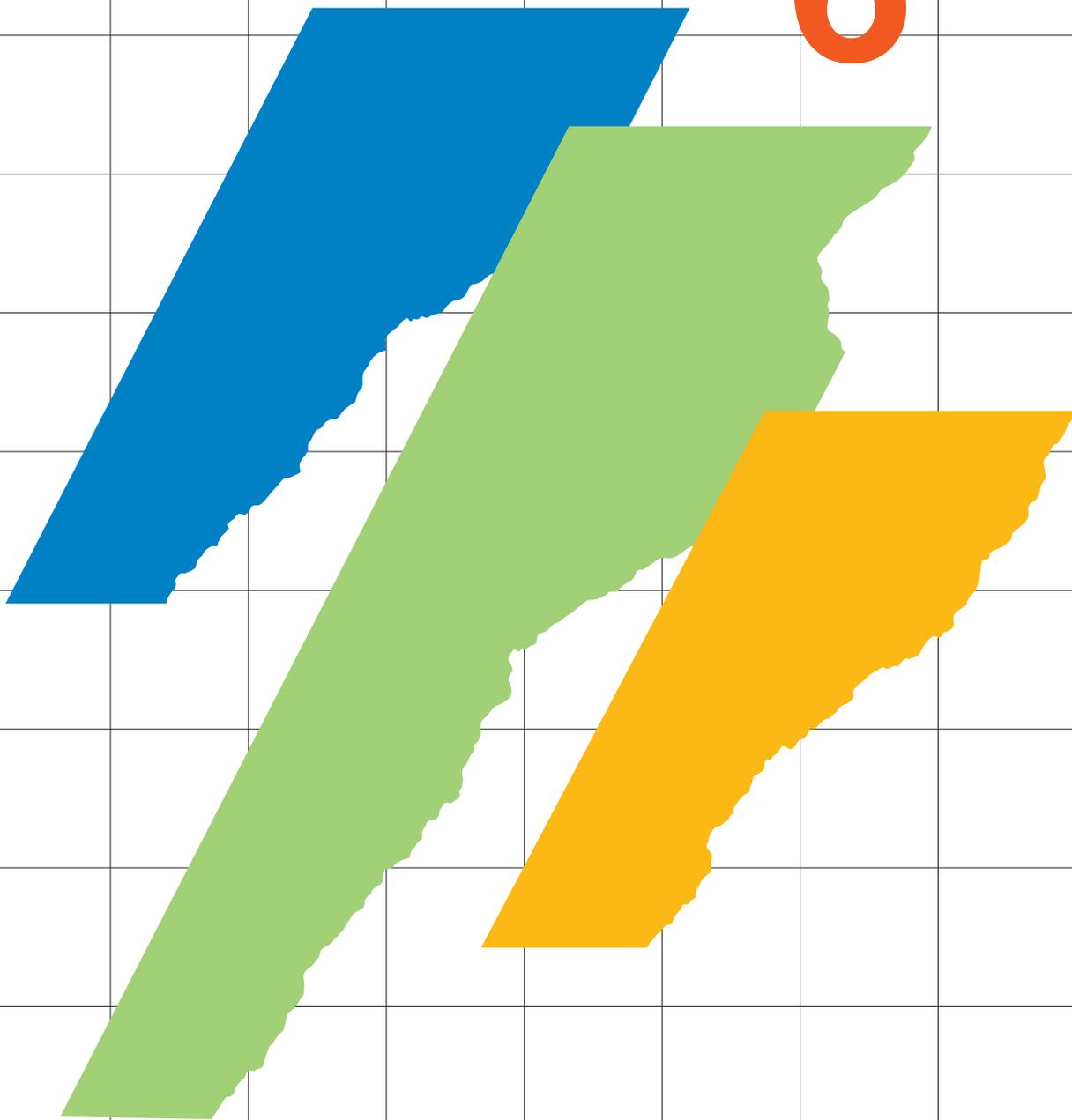
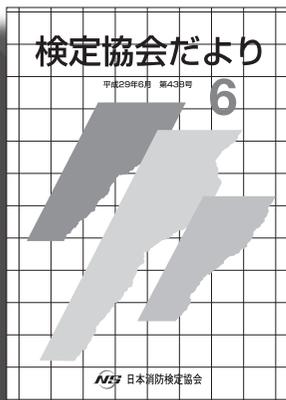


検定協会だより

平成29年6月 第438号

6





平成
29年
6月号

<http://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

1 一歩ずつ前へ

消防庁消防大学校長 横山忠弘

協会情報

3 検定業務規程の一部を改正する規程について

業務企画室

5 受託評価業務規程の一部を改正する規程について

業務企画室

11 中継器の検定細則の一部を改正する規程について

警報設備部報知設備課

20 第58回消防機器業務懇談会の概要

総務部庶務課

27 平成28年度の検定業務を振り返って

警報設備部
消火・消防設備部

おしらせ

35 有効期限を経過した受託評価品目

36 協会通信・業界の動き・
消防庁の動き

42 検定・性能評価・受託評価数量
(平成29年5月)

40 新たに取得された型式一覧

消防用機械器具に対する検定業務は、法令で定められた規格に適合し、性能が確保されたものでなければならない。表紙は、公正に試験及び検査を行い、国民の安心、安全を保障している業務であることをイメージしてデザインし、格子縞をイメージストックに色の組み合わせの楽しさを構成した。 デザイン：山崎達雄

一歩ずつ前へ



消防庁消防大学校長

横山 忠弘

新年度に入って後、桜の時期も過ぎようという頃、消防大学校においてもいくつかの学科・コースがスタートいたしました。本稿が表に出る時には、校内も全国から学びに訪れた消防職員であふれていることと思います。

私どものような教育訓練機関は、言うまでもなく学生が居なければただのハコですので、その姿を実際に目にすることで、仕事の始動を実感するとともに、本校に求められる役割とそれをしっかりと果たすべき責任をスタッフ一同あらためて認識する次第です。

最近における複雑多様化する災害や諸事案への対応、消防職員の年代構成の推移、消防行政の進展等を踏まえた本校における教育訓練の当面の基本方針として、昨年3月に「消防大学校における教育訓練等に関する検討会報告書」が取りまとめられています。

ここでは、①大量退職・幹部昇任の動きが収束していく中での、若手への指導力の強化や指揮能力の向上等幹部教育の質的充実、②緊急消防援助隊6000隊増強に応じた、指揮能力や関係機関との調整能力を高める教育訓練の充実、③オリンピック・パラリンピック東京大会開催等を見据えた大規模イベント対策の充実強化、④女性の活躍推進のため、女性専用コースの開設や幹部の意識改革を進める教育の実施、⑤実戦経験の不足を補うため、実火災体験型など実践的な教育訓練の導入、⑥eラーニングの更なる導入促進等教育手法の充実を着実に進めていくこととしています。

これを踏まえた平成29年度の教育訓練計画ですが、まず主要な変更の一つは、「現任教官科（総務・予防・警防）」の新設です。各地方自治体で設置・運営している消防学校の教官の教育訓練も本校の重要な役割の一つであり、従来より「新任教官科」として、4月着任予定の新任教官を念頭に毎年3月に実施してきたところです。ただ現実にはその中に現任教官が約1／3程度含まれているのが通例となっており、その場合現任教官には、それに相応しい高度の知識及び能力の専門的な修得とともに、消防学校の教育訓練のあり方を見直していけるような能力を高めることが求められることから、上記報告書においても、こうした必要性に答え得る教育内容とした現任教官のための専科教育としての学科創設が必要と提言されています。そこで、現行の「新任教官科」から「現任教官科（総務・予防・警防）」として分離し、業務運営の企画及び、予防業務又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させることとしました。

次に女性消防吏員の研修機会の拡大です。平成28年度においても、消防庁の方針も踏まえ、女性の職域拡大や幹部養成等を目指して、女性消防吏員向けのキャリアアップ支援コースの新設や各学科の募集定員に5%の女性優先枠の設定、新任消防長・学校長科及び上級幹部科等の幹部職員に対する女性活躍促進に係る意識の改革・醸成等を目的とした講義の実施を行うとともに、本校創設以来初の女性教官（2名）の配置、女性専用施設「さくら倶楽部」のオープン等に取り組んだところです。

特に女性キャリアアップ支援コース（「女性消防吏員活躍推進講習会」）については、定員48名に対し60名の入校で、昨年12月15日に開講しました。5日間の教育日数でしたが、職域拡大と今後の幹部への昇進のために必要となる警防業務を中心に編成し、実火災体験型訓練（ホットトレーニング）の見取り、指揮シミュレーション訓練、活動訓練などを実施しました。また最終日には高市早苗総務大臣から激励の言葉をいただくとともに、「女性消防吏員が活躍するために」をテーマとして意見交換を行いました。短い期間ながら学生にとっても貴重な経験となり、引き続き学びを深め、併せて全国の女性消防職のネットワーク構築を図っていくことを期待しています。

引き続き今年度においては、このコースを「女性活躍推進コース」として、定員を60名に、教育日数を7日に拡充するとともに、教育訓練内容についても昨年度出た意見要望等を踏まえ、より実科訓練に軸足を置いた教育訓練となるよう必要な見直しを行ってまいります。あわせて引き続き消防長をはじめとした幹部職員に対する講義も充実してまいります。専用コース以外の女性の入校者数は、平成27年度15名、平成28年度19名でしたので、この増加にも努めてまいります。

また、実務演習「査察業務マネジメントコース」を新設します。近年、違反是正に軸足を置き、査察業務を進めることができる人材の確保が喫緊の課題となっている中、特に、平成32年4月までの間に、違反対象物の公表制度が全国的に開始される見込みであることから、中長期的視座に立ち人材を育成していく必要があるという消防庁予防課の方針も踏まえて開設するものです。今年度は、消防本部において把握している重大違反を有する防火対象物（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置義務がある防火対象物であって、これらの設備が、設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの）の対応を着実に進めることを主眼として受講要件を定め、事例研究などを中心に、5月下旬に実施することとしています。

他にも実火災体験型訓練（ホットトレーニング）の実施学科の拡充等についても行うこととしています。

以上平成29年度の教育訓練計画の主な改正点について申し上げましたが、これ以外にも各学科等において、効果測定や個々の科目ごとの検証、学生からの意見等をもとに、教育訓練内容の不断の見直しを行っております。過去から受け継がれた基本的な方針やノウハウを踏襲しながらも、全国の消防職団員の期待にしっかりと応えられるよう、一歩ずつ着実に前へ進んでまいりたいと考えております。



検定業務規程の一部を改正する規程について

業務企画室

検定業務規程（昭和43年10月15日）の一部を改正する規程が公布、施行されましたのでお知らせします。

1 改正の概要

(1) 第2次試験時に準備する書類の明確化【第5条第4項】

第2次試験を受けようとする者は、「社内検査の結果を記載した書類」を準備することを明確にした。

(2) 不良品流出時の措置に関する規定の見直し【第35条第7項】

不良品が流出した場合における型式適合検定は、不良品に係る原因究明や再発防止対策等が完了するまで停止することとしているが、当該不良品が機能に支障を生じないことが明らかなものや協会が停止する必要がないと認める場合にあっては、型式適合検定を停止しないことを新たに追加した。

2 施行日

平成29年4月25日

3 改正文

検定業務規程の一部を改正する規程を次に示します。

検定業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月25日

日本消防検定協会
理事長 坂井 秀司

検定業務規程の一部を改正する規程

検定業務規程（昭和43年10月15日制定）の一部を次のように改める。

第5条第4項中「超える数の見本」を「超える数の見本及び社内検査の結果を記載した書類」に改める。

第35条第7項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の不良品が製品の機能に支障を生じないことが明らかなものその他協会が型式適合検定を停止する必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年4月25日から施行する。



受託評価業務規程の一部を改正する規程 について

業務企画室

受託評価業務規程（平成25年2月25日）の一部を改正する規程が公布、施行されましたのでお知らせします。

1 改正の概要

(1) 立会型式適合評価の保留要件の追加【第29条第1項】

立会型式適合評価を保留にする要件として、「社内検査等の結果の書類内容に不備がある場合」を追加した。

(2) 受検場所変更届の提出に係る規定の見直し【第35条第1項】

工場設備概要調書に記載した受検場所を変更する場合の受検場所変更届出の提出について、検査設備等のレイアウト変更等であって、協会が型式適合評価の実施に支障がないものと認めるものは、変更後に提出可能とした。

(3) 日本消防検定協会業務方法書の改正に伴う整備【第38条第1項】

受託評価の手数料の額に係る根拠規定について、日本消防検定協会業務方法第19条第2項が改正されたことに伴い、引用規定を整備した。

(4) 製品カタログの表示等の届出様式の追加【第48条、別記様式第38号】

製品カタログ等に評価された旨の表示を行う場合の届出について、様式を追加した。

(5) 不良品流出時の措置に関する規定の見直し【第54条第8項】

不良品が流出した場合における型式適合評価又は確認評価は、不良品に係る原因究明や再発防止対策等が完了するまで停止することとしているが、当該不良品が機能に支障を生じないことが明らかなものや協会が停止する必要がないと認める場合

にあつては、型式適合評価又は確認評価を停止しないことを新たに追加した。

(6) 合格の表示方法の整理【附表第5、附表第6】

消防用結合金具及び結合金具に接続する消防用接続器具の合格の表示方法について、レーザー印刷を追加した。また、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の合格の表示方法について、刻印及びレーザー印刷を追加した。

2 施行日

平成29年4月25日

3 改正文

受託評価業務規程の一部を改正する規程を次に示します。

受託評価業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月25日

日本消防検定協会
理事長 坂井 秀司

受託評価業務規程の一部を改正する規程

受託評価業務規程（平成25年2月25日制定）の一部を次のように改める。

第29条第1項中「されない場合」を「されない場合若しくは当該書類を確認の結果、内容に不備等があると認められる場合」に改める。

第35条第1項中に次のただし書を加える。

ただし、変更内容が工場設備概要調書（その3）（別記様式第6号）の受検場詳細図に記載された検査設備等のレイアウト変更等であって、協会が型式適合評価の実施に支障がないものと認めるものについては、変更後に提出することができる。

第38条第1項中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第48条中「製品の梱包箱」を「型式取得者は、製品の梱包箱」に改め、「あらかじめ」の下に「、受託評価の表記に関する届出（別記様式第38号）1部を」を加え、「その旨の届出を行う」を「提出する」に改める。

第50条第2項中「別記様式第38号」を「別記様式第39号」に改め、同条第3項中「別記様式第39号」を「別記様式第40号」に、「別記様式第38号」を「別記様式第39号」に改める。

第54条第5項中「型式取得者」の下に「又は確認評価依頼者」を加え、同条第6項中「型式取得者」の下に「又は確認評価依頼者」を加え、同条第10項中「に掲げる次項に関する」を「の」に、「当該製品の」を「第8項の規定により停止している」に改め、同条第11項中「後、第1項の製品の」を「により」に改め、「型式適合評価」の下に「又は確認評価」を加え、「実施」を「再開」に改め、同条第12項中「当該消防用機械器具等に係る型式承認を受けた者」を「第1項の型式取得者又は確認評価依頼者」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第2項の型式に係る型式適合評価

検定協会だより 29年6月

又は確認評価を停止するものとする。ただし、第1項の不良品が製品の機能に支障を生じないことが明らかなものその他協会が型式適合評価又は確認評価を停止する必要があると認めた場合にあつては、この限りでない。

附表第5中「

消防用結合金具	刻印
---------	----

」を

「

消防用結合金具	刻印又は合格の表示の様式をレーザーの照射により、製品本体に印刷（以下「レーザー印刷」という。）
---------	---

」に、

「

消防用接続器具	刻印
---------	----

」を

「

消防用接続器具	刻印又はレーザー印刷
---------	------------

」に、

「

特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置	刻印
------------------------------	----

」を

「

特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	刻印
------------------------------	----

」に、

「

屋内消火栓設備の屋内消火栓等	貼付
----------------	----

」を

「

屋内消火栓設備の屋内消火栓等	貼付、刻印又はレーザー印刷
----------------	---------------

」に改める。

附表第6中「品質評価、特定機器評価及び確認評価の刻印による合格の表示」を「品質評価、特定機器評価及び確認評価の刻印又はレーザー印刷による合格の表示」に、「認定評価の刻印による合格の表示」を「認定評価の刻印又はレーザー印刷による合格の表示」に改める。

別記様式第39号を別記様式第40号とし、別記様式第38号を別記様式第39号とし、別記様式第37号の次に次の1様式を加える。

受託評価の表記に関する届出

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印

電話番号

下記のとおり、製品カタログ等に受託評価された旨の表記を行うので届出ます。

記

種 別	
型 式 番 号 等	（2以上の型式番号等について届出の場合は、適切な一括表とすることができる。）
表 記 対 象 （添付書類）	<input type="checkbox"/> 製品カタログ(案) <input type="checkbox"/> ホームページ(案) <input type="checkbox"/> 取扱説明書(案) <input type="checkbox"/> 梱装箱(案) <input type="checkbox"/> その他（ ）(案)
実 施 希 望 日	年 月 日

協 会 確 認 結 果	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない （理 由）
協 会 確 認 日	年 月 日

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月25日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の受託評価業務規程第48条の規定により提出されている受託評価の表記に関する届出は、この規程による改正後の受託評価業務規程第48条に基づいて提出されたものとみなす。



中継器の検定細則の一部を改正する規程 について

警報設備部報知設備課

日本消防検定協会では、型式試験の方法及び欠点表の整備を行うとともに関係団体からの要望により適合部品を見直し、平成29年3月17日に中継器の検定細則について改正いたしました。

1 改正の概要

- ・ 無線式の試験方法の明確化
- ・ 欠点表の整備
- ・ 電源スイッチに用いるものの規定の追加
- ・ その他所用の整備

2 施行日

平成29年4月1日

3 改正文

中継器の検定細則の一部を改正する規程を次に示します。

中継器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月17日

日本消防検定協会
理事長 坂井 秀司

中継器の検定細則の一部を改正する規程

中継器の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。

第1章第2中「暗誦」を「暗証」に改める。

第1章第2，5中「次のもの」を「次のものをいい、難燃性の外箱に塗装等した外箱の場合にあっては、その状態での性能を有するもの」に改め、同6(1)中ア及びイを削り、同6(1)に次の表を加える。

	種別	電流容量	備考
よ り 線	0.3 mm ²	2.1 A	0.3 mm ² 未満の電線の電流密度は 7 A/mm ² とする。
	0.5	3.5	
	0.75	4.9	
	1.25	8.4	
	2.0	11.9	
	3.5	16.1	
単 線	5.5	24.5	
	0.5 mmφ	1.8 A	0.5 mmφ未満の電線の電流密度は 9 A/mm ² とする。
	0.65	2.5	
1.0	6.4		

第1章第2，8中「充電部は、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第4に規定されている試験指が外部から触れない構造とする。ただし、受信用空中線のコネクタ接続部及び空中線は除くものとする」を「充電部（受信用空中線のコネクタ接続部及び空中線を除く。）は、電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下「電安法」という。）に基づく試験指が外部から触れない構造とする」に改め、同15(4)カ(イ)後段を削り、同15(4)カに次を加える。

(ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するものについては、申請者の設計に基づく偏波で、電界強度の最大及び最小方向において、設計値（最大値及び最小値）

以上となることの確認とすることができる。

第1章第2, 15(4)キ(イ)後段を削り、同15(4)キに次を加える。

(ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するものについては、申請者の設計に基づく偏波において行うことができる。

第1章第2, 15(8)を同15(9)とし、同15(7)を同15(8)とし、同15(6)を同15(7)とし、同15(5)の次に次のように加える。

(6) 「これに類する機能」とは、定期通信確認機能（無線式中継器の通信状態を一定時間（申請された時間をいう。以下「設計時間」という。）以内に1回以上の割合で確認し、通信状態が減退している場合にその旨の異常警報を発するものをいう。以下同じ。）等をいう。

第1章第6, 5(2)ウを次のように改める。

ウ リン青銅、黄銅若しくは洋白で接点圧力が3N以上のもの又は銀若しくは銀酸化カドミウム（貼り、クラッド又はめっきのものを含む。）で接点圧力が0.35N以上のもの

第1章第6, 5(2)エを次のように改める。

エ リン青銅、黄銅、洋白、銀又は銀酸化カドミウム（貼り、クラッド又はめっきのものを含む。）でキーボードスイッチ等、指で押す力が接点圧力となる押しボタンスイッチにあつては、接点圧力の規定は適用しない。

第1章第6, 5(2)に次のように加える。

カ 電源スイッチに用いるスイッチにあつては、上記アからウ又は次のもの（試験は、スイッチを閉状態とし、かつ非通電状態で行うものとする。）

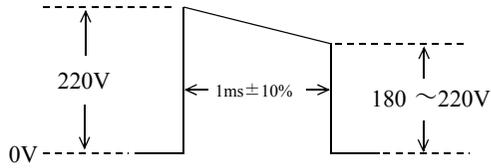
(ア) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第22条第1項の腐食試験を行った場合のスイッチの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したスイッチ

(イ) J I S C 6 0 0 6 8 - 2 - 4 2 の二酸化硫黄試験において、ガス濃度25ppm、温度40±2℃、相対湿度80±5%及び試験時間96時間の試験を行った場合のスイッチの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したスイッチ

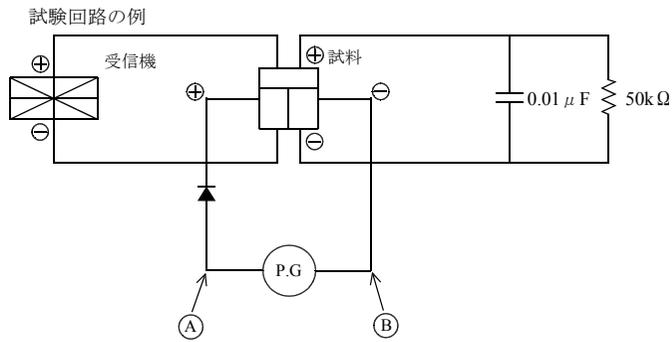
(ウ) J I S C 6 0 0 6 8 - 2 - 4 3 の硫化水素試験において、ガス濃度10ppm、温度40±2℃、相対湿度80±5%及び試験時間96時間の試験を行った場合のスイッチの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したスイッチ

第1章第12(4)中

「

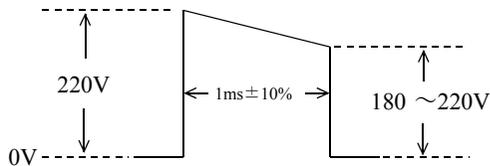
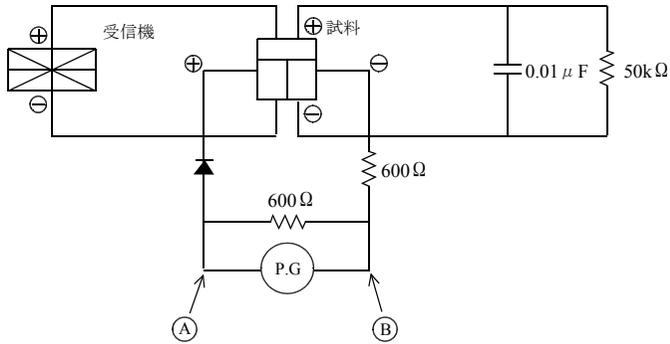


パルス幅は、 110V の箇所で $\pm 10\%$ 以内とする。



を「

試験回路の例
(音響装置を接続する端子)



パルス幅は、 110V の箇所で $\pm 10\%$ 以内とする。

に改める。

第3章第9に次を加える。

- 4 附属装置に係るソフトウェアについて、軽微変更をしようとする者は、主機能に有害な影響を及ぼすおそれがない旨の検証を担当部署で実施した後、軽微変更届を提出するものとする。

別表1を次のように改める。

別表1 欠点表（例示）

	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
区分	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は機器等の基本的機能を果たさないもの	致命欠点に該当しない機器等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの	致命欠点及び第1欠点に該当しないもので機器等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、機器等の構造（機器に支障を生じるおそれのないものに限る。）が型式承認されたものと異なるもの又は使用に際し機器等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りがあるもの	致命欠点、第1欠点及び第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの
中継器	（絶縁抵抗・耐力関係） 交流電源入力と外箱との間が短絡状態である。	（絶縁抵抗・耐力関係） ① 定格回路電圧が60ボルトを超える場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60ボルトを超える場合において、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	（絶縁抵抗・耐力関係） ① 定格回路電圧が60ボルト以下の場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60ボルト以下の場合において、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	
	（一般機能関係） ① 初めから監視状態にならない。 ② 初めから火災信号が発信状態である。 ③ 火災信号を受信し、その信号を受信機又は他の中継器に発信（火災信号を受信機に発信しないで消火設備、排煙設備、警報装置その他これらに類する装置（以下「消火設備等」という。）に発信するものにあ	（一般機能関係） ① 初めから火報機能が作動状態である。（火災信号が発信状態である場合を除く。） ② 初めから故障信号が作動状態である。（火災信号を発信することができる場合に限る。） ③ 設備作動信号を受信し、その信号を受信機又は他の中継器に発信しない。（致命欠点に該当する場合を	（一般機能関係） ① 初めから附属装置が作動状態である。 ② 初めから故障信号が作動状態である。（附属装置に係る信号の場合に限る。） ③ 予備電源の充電ができない。 ④ 電源灯その他の火報機能に係る状態表示灯が点灯しない。 ⑤ 火災信号を受信したとき、外部接続の附属機器に	（一般機能関係） 電源灯その他の表示灯の複数電球のうち一部が点灯しない。

<p>っては、当該消火設備等への発信とする。以下同じ。)</p> <p>④ 設備作動信号のみを受信するもので、その信号を受信機又は他の中継器に発信しない。</p> <p>⑤ 電池の寿命期限を満足しない消費電流が流れる。</p>	<p>除く。)</p> <p>④ 発信機への作動確認信号を伝達しない。</p> <p>⑤ 発信機等と通話ができない。</p> <p>⑥ 発信機からの信号で蓄積機能を解除しない。</p> <p>⑦ 蓄積式の回線が非蓄積式として作動する。</p> <p>⑧ 固有信号のアドレス番号が異なる。</p> <p>⑨ 注意表示をする程度に達した旨の火災情報信号を受信したとき、当該信号を受信機に発信しない。</p> <p>⑩ 消費電流が設計値の105%を超える。(電池の寿命期限を満足しない場合を除く。)</p> <p>⑪ 断線、短絡、異常等の信号(火報機能に係るものに限る。)を受信したとき、その旨を発信しない。</p> <p>⑫ 感度設定装置又は感度固定装置を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火災信号を発信することができるものに限る。)</p>	<p>その旨の信号を移報しない。</p> <p>⑥ 受信機又は他の中継器からの制御信号を受信したとき、消火設備等その他の火報機能に係る装置にその旨の信号を送信しない。</p> <p>⑦ 附属装置の機能等が不良である。(火報機能に影響を及ぼす場合を除く。)</p> <p>⑧ 保持すべき火報機能に係る表示状態が保持できない。</p> <p>⑨ 受信機から復旧操作を行ったとき、復旧しない。</p> <p>⑩ 火報機能による表示灯が点灯しない。</p> <p>⑪ 音響装置が鳴動しない。(音圧が50dB未満である。)</p> <p>⑫ 消費電流が設計値を超え設計値の105%以下である。(電池の寿命期限を満足しない場合を除く。)</p> <p>⑬ 断線、短絡、異常等の信号(第1欠点に掲げるものを除く。)を受信したとき、その旨を発信しない。</p> <p>⑭ 感度設定装置又は感度固定装置を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火報機能に影響のないものに限る。)</p>
<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 火災信号の受信開始から発信開</p>	<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 受信時間が6秒を超え10秒以下</p>	<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 受信時間が5秒を超え6秒以下</p>

<p>始までの時間（以下「受信時」という。）が10秒を超える。</p> <p>② 蓄積時間が公称蓄積時間（以下「規定値」という。）の2倍を超える。</p> <p>③ 遅延時間が120秒を超える。</p>	<p>下である。</p> <p>② 蓄積時間が規定値の下限値の80%未満又は上限値の120%若しくは60秒を超え規定値の2倍以下である。</p> <p>③ 遅延時間が標準遅延時間の60秒を超え120秒以下である。</p>	<p>である。</p> <p>② 蓄積時間が規定値の下限値の80%以上下限値未満又は上限値を超え上限値の120%以下である。（ただし、60秒を超える場合を除く。）</p> <p>③ 遅延時間が標準遅延時間の75%未満又は125%を超える。（ただし、60秒を超える場合を除く。）</p>	
<p>（試験機能関係）</p> <p>火災表示試験、導通試験、注意表示試験等に係る装置を操作中に他の回線からの火災信号を受信し、受信機又は他の中継器に発信しない。</p>	<p>（試験機能関係）</p> <p>① 試験装置（火災表示試験、導通試験、注意表示試験、ガス漏れ表示試験、予備電源試験、無線設備発信状態確認等に係る装置をいう。以下同じ。）を操作したとき、機能が正常に作動しない。（火災信号を発信することができる場合に限る。）</p> <p>② 自動試験機能又は遠隔試験機能が正常に作動しない。（火災信号を発信することができる場合に限る。）</p>	<p>（試験機能関係）</p> <p>① 自動試験機能又は遠隔試験機能が正常に作動しない。（当該試験機能を除く火報機能に影響のないものに限る。）</p> <p>② ロータリスイッチのつまみの位置ずれがある。</p> <p>③ 電気計器の精度が許容差を超え許容差の2倍以下である。</p> <p>④ 電気計器が機能不良である。</p>	
<p>（構造関係）</p> <p>火災信号を受信し、その信号を受信機、その他の中継器又は消火設備等に発信しない又はそのおそれのある断線、接触不良、部品の欠落その他の致命的な不良がある。</p>	<p>（構造関係）</p> <p>火災信号を受信し、その信号を受信機、その他の中継器又は消火設備等に発信する機能に影響を及ぼすおそれのある部品取付等重不良がある。</p>	<p>（構造関係）</p> <p>① 火報機能（火災信号を発信を発信する機能を除く。）に影響を及ぼすおそれのある部品取付等軽不良がある。</p> <p>② 附属装置の機能に影響を及ぼすおそれのある部品不良又は部品取付等重不良がある。（火報機能に影響のないものに限</p>	<p>（構造関係）</p> <p>① 火報機能又は試験装置機能に影響を及ぼすおそれのない部品取付等軽不良がある。</p> <p>② 附属装置の機能に影響を及ぼすおそれのある部品不良又は部品取付等軽不良がある。（火報機能に影響のないものに限る。）</p> <p>③ 機能に影響を</p>

		る。 ③ 火報機能に影響を及ぼすおそれのある傷又は異物の残留がある。 ④ 機能に影響を及ぼすおそれのある錆がある。	及ぼすおそれのない錆がある。
	(表示関係) 火災信号を受信し、発信する機能に重大な支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。	(表示関係) ① 規格、細則等に規定されている表示の誤記又は未記入がある。(第1欠点に該当するものを除く。) ② 火災信号を受信し、発信する機能に支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。	(表示関係) 第1欠点又は第2欠点に該当しない表示の誤記、未記入、又は不鮮明なものがある。

※ この表における用語の意義は、次によるものとする。

- (1) 火災信号 火災表示信号、火災表示若しくは注意表示をする程度に達した旨の火災情報信号又はガス漏れ信号を含む。
- (2) 火報機能 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備としての監視、警報、火災表示試験、注意表示試験、導通試験、自動試験機能、遠隔試験機能等の機能をいう。
- (3) 火災表示 主音響装置、副音響装置、火災灯、ガス漏れ灯、地区表示装置、地区音響鳴動装置等をいう。
- (4) 注意表示 注意灯、注意音響装置、注意に係る地区表示装置等をいう。
- (5) 附属装置 火災機能に係る装置以外で機器に組み込まれる装置をいう。
- (6) 附属機器 火災機能に係る装置以外で機器に組み込まれない機器をいう。
- (7) 部品取付等重不良 部品に係る損傷若しくは過不足、配線に係る断線、接続不良、はんだ付忘れ、てんぷらはんだ若しくはラッピング不良(ゆるみ又は回数が3未満)その他不良をいう。
- (8) 部品取付等軽不良 部品の取付状態不良、配線状態不良、ゆるみ止め忘れ、配線に係るはんだ付不良(はんだ付忘れ及びてんぷらはんだを除く。)若しくはラッピング不具合(回数が3以上6未満)、ヒューズの容量違いその他の不良をいう。

附 則 (平成29年3月17日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



第58回消防機器業務懇談会の概要

総務部庶務課

去る平成29年4月27日（木）明治記念館にて、第58回消防機器業務懇談会が開催されました。一般社団法人全国消防機器協会傘下の団体及び日本消防検定協会が、当面の課題等について懇談を行いました。懇談会の概要を、以下のとおり報告します。

「第58回消防機器業務懇談会」の概要

1. 日 時 平成29年4月27日（木）15：00～16：30

2. 場 所 明治記念館

3. 出席団体

(一社) 全国消防機器協会	(一社) 日本火災報知機工業会
(一社) 日本消火器工業会	(一社) 日本消火装置工業会
(一社) 日本消防ポンプ協会	(一社) 日本消防放水器具工業会
(一社) 全国避難設備工業会	(一社) 日本消防ホース工業会
(一社) 全国消防機器販売業協会	(一社) 日本消防標識工業会
(一社) 日本消防服装・装備協会	(一社) 日本内燃力発電設備協会
(一社) 日本照明工業会	ガス警報器工業会
(一社) インターホン工業会	

4. 概要

(1) 開会の挨拶

日本消防検定協会 理事長 坂井 秀司

(一社) 全国消防機器協会 会長 北爪 敬治



坂井理事長挨拶



北爪会長挨拶

(2) 平成29年度主要業務重点事項説明

飯塚総務部長より、平成29年度の主要業務に係る重点事項について概要説明がなされた。

重点事項の大きな柱として、試験・検査業務の信頼性の確保維持向上、消防用機械器具等の調査、普及等、協会業務に関する情報提供・広報の充実等の3点が挙げられる。

ア 試験・検査業務の信頼性の確保維持向上について

消防用機械器具等の試験・検査業務の実施に当たっては、常に信頼性を確保するために、業務の適正な実施体制を確保し、試験施設・設備の適正な整備・維持管理、試験・検査の信頼性の確保維持向上、職員の技術的知見の維持向上に努めるとともに、消防用機械器具等の使用目的に沿った品質を確保するための新たな試験・検査方法についての調査、検討や体制の整備を積極的に推進する。

イ 消防用機械器具等の調査、普及等について

消防庁が行う施策について積極的に協力するとともに、関係機関とも連携し消防用機械器具等についての課題を調査し、基準の見直しや技術的な事項について検討のうえ、必要に応じて意見具申を行うとともに、諸外国を含む関係機関団体と連携協力し、消防用機械器具等の普及発展に努める。

ウ 協会業務に関する情報提供・広報の充実等について

協会の業務内容・技術情報及び消防用機械器具等について、使用者・利用者をはじめ消防関係機関の関係者に対しホームページ、機関誌等により情報提供し、さらに、一般の方々にも分かりやすい映像、パネル及びパンフレットによる広報・展示などを行い、消防用機械器具等に関する適正な知識の普及啓発に努める。

(3) 工業会等からの意見、情報提供等

ア (一社) 全国消防機器協会

○会員団体企業に向けての継続的な情報提供

検定協会からの「消防機器等に関する情報提供業務」を受託し、会員団体企業に向けての情報提供事業を行う。

○消防機器の海外展開に向けての取組

消防庁予防課及び参事官室が推進している消防機器の海外展開に向けての取組について、協力を行う。

○設置済み住宅用火災警報器の構造・性能確認

10年経過後の住宅用火災警報器を回収し、その構造性能等の試験を検定協会に依頼し、構造等の変化を確認するとともに、関係者間においての情報の共有を行う。

イ (一社) 日本火災報知機工業会

○光警報装置の普及促進

光警報装置の設置等に係る維持管理について3年後の東京オリンピック、パラリンピックに向けて、外国人観光客はもとより高齢者、障害者に適した、ユニバーサルデザインを取り入れた光警報装置を市場に流通させ社会に役立つ製品の普及に努力する。

○住宅用火災警報器の維持管理の実施と定期的な交換の推奨

定期的な作動確認の実施と定期的な機器の交換を引き続き推進する。

○消防用設備の維持・管理及び保守点検

適正な維持・管理及び保守点検の啓発のためリーフレットを作成した。

ウ (一社) 日本消火器工業会

○平成28年度の消火器検定本数

平成28年度は、約480万本となり前年度並みであった。平成29年度も同程度と見込んでいる。

このうち、蓄圧式の比率が28年度は87.4%であった。なお、27年度は、89.1%であった。

また、PFOS含有の消火器は、現在までに、61万8千本(88.3%)を回収焼却しており、着実に焼却処理が進んでいる。

○消火器のリサイクルシステムの運用

消火器の生産本数と廃棄消火器の回収本数の比率は、リサイクルシステムスタートから7年経過し、平成28年度は、生産本数の72.3%を回収できた。限りある資源を再利用出来ているが、離島に残っている古い消火器の回収が課題となっている。

エ (一社) 日本消火装置工業会

○消火設備の必要性、重要性の啓発と普及

会員を対象に、消火設備に関する勉強会や消防設備士受験準備講習会を行った。

○消火設備及び機器に関する開発、製造、施工に関する技術力の向上

泡・水噴霧消火設備設計・工事基準書、泡消火設備教育・研修用DVD、消火設備ハンドブックや泡消火設備点検実務マニュアル等の発行を行う。

○関係官庁及び関係機関との連携及び協力

糸魚川市街地火災やアスクルの火災の対応策に協力する。

オ (一社) 日本消防ポンプ協会

○消防団と地域防災力の充実強化への協力

多様化した消防団に対応する消防ポンプ自動車、可搬消防ポンプ等の製品開発を推し進める。このため、検定協会におきましても動力消防ポンプの規格改正の推進に、ご協力願いたい。

○JFPAガイドラインの作成

平成16年当時の「補助対象規格」を基に、市町村消防機関と製造会社が共通の定義、カテゴリーを共有するため、消防ポンプ自動車等5種類のガイドラインを作成した。検定協会においても、JFPAガイドラインの作成の趣旨をご理解い

いただき、ご支援ご協力をお願いしたい。

カ (一社) 日本消防放水器具工業会

○広範囲型2号消火栓の普及

広範囲型2号消火栓の認定受検数は、平成26年度649台、27年度1,558台、28年度3,710台と年々倍増の伸びを示している。

日本発祥の保形ホースを使った簡易操作型消火栓については、アジアから発信し全世界に普及できるよう努力する。

○検定品の特例期間の終了への対応

平成39年3月迄に消火栓に収納されている検定ホース及び結合金具については、新規格のものに交換する必要があるが、今後、その対応について検討を進める。

キ (一社) 全国避難設備工業会

○金属製避難はしご、緩降機の検定

平成28年度は、金属製避難はしごが148,148台(前年度比106.9%)、緩降機が6,247台(前年度比110.2%)であった。今年度は、昨年度並みを見込んでいる。

○救助袋の交換促進

消防庁予防課長通知により消防庁告示基準制定前に設置された救助袋の交換需要が増えてきた。

○今後の対応

金属製避難はしごと緩降機については、経年劣化の調査を推進する。

取扱の不注意による事故を撲滅し、確実に正しい点検を実施し、不良箇所を早期に発見し交換需要に繋げる。

ク (一社) 日本消防ホース工業会

○自主表示制度移行後の検定品の設置期限についての対応

消火栓への検定品ホースの設置が平成29年3月末で終了したため、ホームページで注意喚起をしている。

○平成39年3月に消火栓用の古い保形ホースの運用が終了することへの対応を図る。

○保形ホースの点検基準作成

保形ホースの耐圧点検等の基準が無いことから、今後、耐水圧や剥離強度の

データ収集を行い、劣化等についての検討を始める。

ケ (一社) 全国消防機器販売業協会

○設立30周年記念事業

昭和61年7月1日に設立され、5月12日に設立30周年の記念式典を行い、記念誌を発刊する。

○会員拡大

平成29年3月末現在199社であり、昨年度より6社増加した。さらなる拡大を図りたい。

コ (一社) 日本消防標識工業会

○認定実績

中輝度蓄光式避難誘導標識の平成28年度の認定実績は、133,724枚（前年度比106%）であった。

○図記号入消火器蓄光標識の普及

J I S規格化の標準案内用図記号の消火器標識を採用した。

○中輝度避難誘導等標識

停電時に蓄光機能を持つ中輝度避難誘導灯標識の品質の向上と普及に務める。

サ (一社) 日本消防服装・装備協会

○自主管理

3月7日消防庁消防・救急課から通知された「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の改定版を踏まえ、当協会会員各社の統一的な品質等の確保を目指して、消防個人装備品である防火服などの自主管理を10月から行う。

シ (一社) 日本内燃力発電設備協会

○自家用発電設備等に関する品質性能に係る認証事業

平成28年度は、適合マークの発行が6,444枚で、18%減少した。

○自家用発電設備等に精通した専門技術者の養成

資格取得後は5年に1度の更新講習を行い技術レベルのアップを図る。

○自家用発電設備等に関する調査研究事業

経年劣化調査を行った結果、今後の点検方法について検討をおこなう。

検定協会だより 29年6月

ス (一社) 日本照明工業会

○ストック市場のSSL化促進加速による地球環境への貢献

○誘導灯及び避難誘導灯の認定業務

普及率5%の点滅誘導音付誘導灯をユニバーサルデザインという観点からも普及を図る。

火災確定信号を無線により受信する研究をし、普及率のアップを図る。

セ ガス警報器工業会

○ガス警報器普及促進

ガスの小売り自由化に対応し、保安が後退しないようガス警報器の普及促進を図る。

○ガス警報器の設置促進運動

ポスター、パンフレット、「ガス漏れ事故防止の手引き」をLPガス販売業者に配布する。

ソ (一社) インターホン工業会

○戸外表示器の適合審査

SDマークの認定啓発活動

○インターホンの日を設定

4月28日を4(よい)2(つー)8(わ)として定め、インターホンの点検を進める。

○インターホン設備劣化診断資格者の講習会開催

以上



懇談風景



平成28年度の検定業務を振り返って

警 報 設 備 部
消火・消防設備部

はじめに

平成28年度における検定業務の型式試験、型式変更試験の申請状況及び型式適合検定の申請状況は、以下のとおりとなりました。受託評価業務については、次号にてご紹介いたします。

1. 申請状況の概要

区 分	申請件数 又は個数
型式試験	128
型式変更試験	51
型式適合検定	23,163,989

2. 検定業務

2-1 型式試験・型式変更試験

(1) 消火器

- ・申請件数は24件で、前年度は54件でした。
- ・不合格は3件で、前年度は11件でした。

不良内容

- ア 放射性能試験（1件）
- イ 腐食試験（1件）
- ウ 放射性能試験及び安全栓（1件）

(2) 消火器用消火薬剤

- ・申請件数は2件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は0件で、前年度は1件でした。

(3) 泡消火薬剤

- ・申請件数は2件で、前年度は9件でした。
- ・不合格は0件で、前年度は2件でした。

(4) 感知器

- ・申請件数は38件で、前年度は40件でした。

差動式スポット型感知器	2 (7) 件
差動式分布型感知器	0 (2) 件
定温式感知線型	0 (1) 件
定温式スポット型感知器	14 (14) 件
光電式スポット型感知器	17 (16) 件
光電アナログ式スポット型感知器	4 (0) 件
赤外線式スポット型感知器	1 (0) 件

合 計 38 (40) 件

※ () 内は、前年度の申請件数

- ・不合格は前年度と同様3件でした。

不良内容

ア 滴下試験中に適正な監視状態を維持できないもの (1件)

イ 腐食試験後の作動試験において作動しないもの (1件)

ウ 腐食試験後の機能試験において正常な監視状態を維持しないもの (1件)

(5) 発信機

- ・申請件数は1件で、前年度は11件でした。

P型1級発信機 0 (8) 件

P型2級発信機 1 (3) 件

合 計 1 (11) 件

※ () 内は、前年度の申請件数

- ・不合格は前年度と同様0件でした。

(6) 中継器

- ・申請件数は8件で、前年度は7件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

(7) 受信機

・申請件数は24件で、前年度は22件でした。		
P型1級受信機	4	(9) 件
P型2級受信機	3	(2) 件
P型3級受信機	0	(0) 件
R型受信機	0	(2) 件
G P型1級受信機	5	(0) 件
G P型3級受信機	6	(3) 件
G R型受信機	4	(3) 件
G型受信機	2	(3) 件
合 計	24	(22) 件

※ () 内は、前年度の申請件数

- ・不合格件数は1件で、前年度は2件でした。

不良内容

ア 附属装置が作動中に火災信号を受信した時に火災表示せず、かつ、火災信号の受信開始から火災表示までの所要時間が5秒を超えるもの(1件)

(8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ・申請件数は11件で、前年度は41件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は12件でした。

不良内容

ア 作動試験(1件)

(9) 流水検知装置

- ・申請件数は45件で、前年度は22件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

(10) 一斉開放弁

- ・申請件数は4件で、前年度は11件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

(11) 金属製避難はしご

- ・申請件数は6件で、前年度は8件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

(12) 緩降機

- ・申請件数は0件で前年度は1件でした。

(13) 住宅用防災警報器

- ・申請件数は14件で、前年度は20件でした。

内訳

光電式住宅用防災警報器 11 (15) 件

定温式住宅用防災警報器 3 (5) 件

合 計 14 (20) 件

※ () 内は前年度の申請件数

- ・不合格は2件で、前年度は0件でした。

不良内容

ア 粉塵試験後の感度試験において、附属装置に異常を生じるもの (1件)

イ 湿度試験中に適正な監視状態を継続できないもの (1件)

2-2 型式適合検定

(1) 消火器

- ・申請個数は4,896,248個で、前年度の4,832,181個に対し1.3%増加した。
- ・不合格は5件10,733個でした。

不良内容

ア 外観検査 (1件)

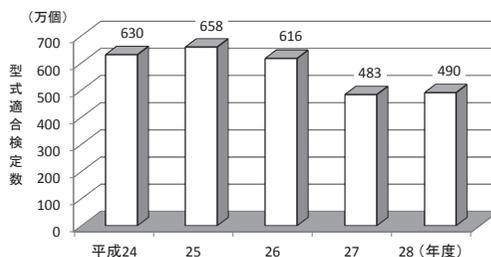


図-1 消火器の型式適合検定の推移

- イ 消火剤分析等（1件）
- ウ 放射性能（2件）
- エ 目視検査（1件）

(2) 消火器用消火薬剤

- ・ 申請個数は263,319個で、前年度の255,552個に対し3.0%増加した。
- ・ 不合格は2件56個でした。

不良内容

- ア 粒度（1件）
- イ 質量（1件）

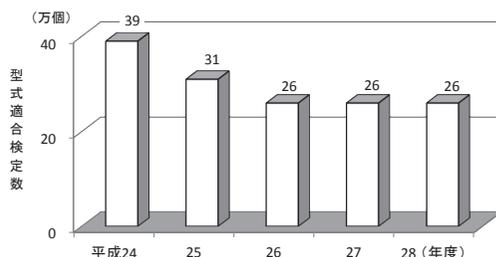


図-2 消火器用消火薬剤の型式適合検定の推移

(3) 泡消火薬剤

- ・ 申請個数は1,783,360個で、前年度の1,810,650個に対し1.5%減少した。
- ・ 不合格はありませんでした。

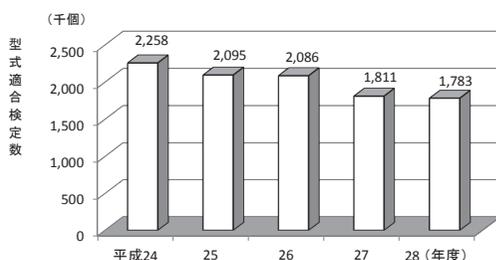


図-3 泡消火薬剤の型式適合検定の推移

(4) 感知器

- ・ 申請個数は6,853,629個で、前年度の7,022,570個に対し2.4%減少した。
- ・ 不合格は、2件9,040個でした。

不良内容

- ア 表示試験において、火災信号を発信する機能に支障を生じるおそれのある表示の欠落があるもの（1件）
- イ 構造検査において、火災信号を発信しなくなるおそれがある致命的な不良があるもの（1件）

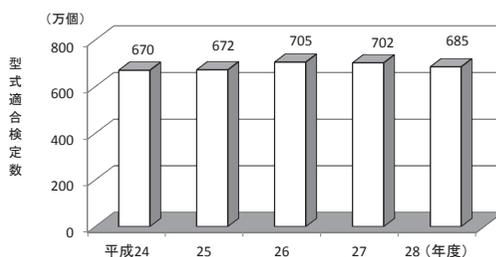


図-4 感知器の型式適合検定の推移

(5) 発信機

- ・申請個数は341,633個で、前年度の350,035個に対し2.4%減少した。
- ・不合格はなかった。

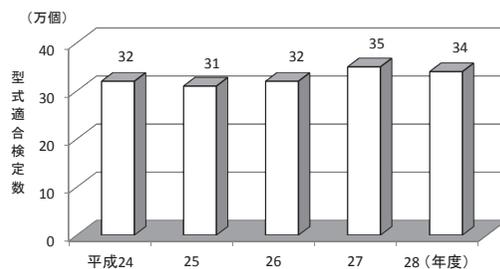


図-5 発信機の型式適合検定の推移

(6) 中継器

- ・申請個数は441,232個で、前年度の439,658個に対し0.4%増加した。
- ・不合格はありませんでした。

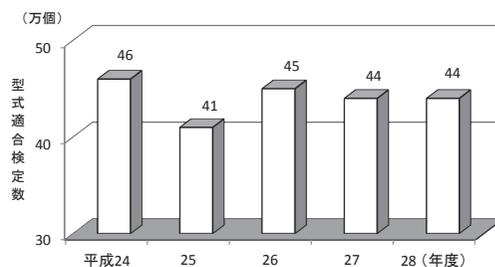


図-6 中継器の型式適合検定の推移

(7) 受信機

- ・申請個数は530,282個で、前年度の497,907個に対し6.5%増加した。
- ・不合格は1件1個でした。

不良内容

ア 初めから監視状態にならないもの(1件)

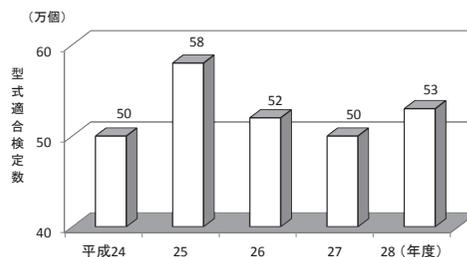


図-7 受信機の型式適合検定の推移

(8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ・申請個数は2,148,438個で、前年度の2,620,396個に対し18.0%減少した。
- ・不合格はありませんでした。

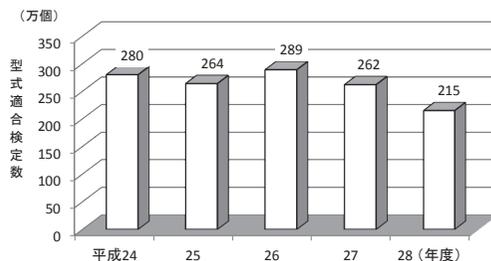


図-8 閉鎖型スプリンクラーヘッドの型式適合検定の推移

(9) 流水検知装置

- ・申請個数は24,055個で、前年度の30,473個に対し21.1%減少した。
- ・不合格はありませんでした。

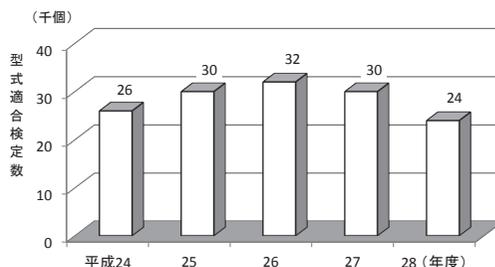


図-9 流水検知装置の型式適合検定の推移

(10) 一斉開放弁

- ・申請個数は18,993個で、前年度の16,782個に対し13.2%増加した。
- ・不合格は2件200個でした。

不良内容

ア 耐圧 (1件)

イ 寸法 (1件)

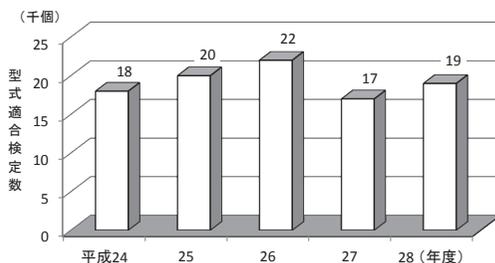


図-10 一斉開放弁の型式適合検定の推移

(11) 金属製避難はしご

- ・申請個数は148,377個で、前年度の138,846個に対し6.9%増加した。
- ・不合格は1件150台でした。
不良内容
ア 機能（1件）

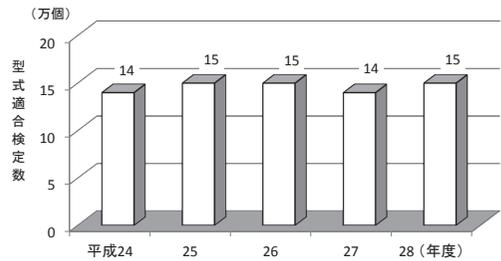


図-11 金属製避難はしごの型式適合検定の推移

(12) 緩降機

- ・申請個数は6,247個で、前年度の5,671個に対し10.2%増加した。
- ・不合格は1件180台でした。
不良内容
ア 機能（1件）

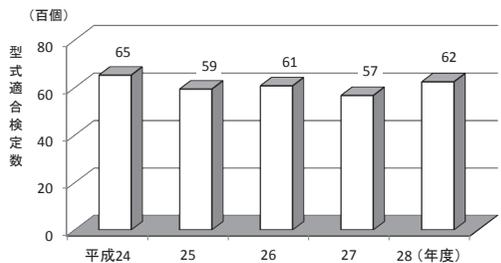


図-12 緩降機の型式適合検定の推移

(13) 住宅用防災警報器

- ・申請個数は5,708,176個で、前年度の5,243,194個に対し8.9%増加した。
- ・不合格はなかった。



有効期限を経過した受託評価品目

【特定初期拡大抑制機器】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
特評第220号	H19.4.19	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号	ニッタン株式会社	H29.4.18
特評第221号	H19.4.19	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号	ニッタン株式会社	H29.4.18
特評第222号	H19.4.19	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号	ニッタン株式会社	H29.4.18
特評第223号	H19.4.19	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号	ニッタン株式会社	H29.4.18
特評第224号	H19.4.19	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号	ニッタン株式会社	H29.4.18
特評第225号	H19.4.19	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号	ニッタン株式会社	H29.4.18
特評第226号	H19.4.19	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号	ニッタン株式会社	H29.4.18

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について、新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており、適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

- 会議等開催情報 -

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会 （平成29年 5月11日）

- ・平成28年度事業報告及び決算書（案）
（収支計算書等）について
- ・平成29年 5月度理事会報告について
- ・住宅用火災警報器関連の報告について
- ・事務局長会議議事概要について
- ・消防機器等製品情報センター運営会議
議事概要について
- ・埼玉県三芳町倉庫火災の経過報告につ
いて
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（平成29年 5月17日）

- ・維持運用管理手法小委員会報告
- ・点検実務ハンドブック小委員会報告
- ・光警報関連報告
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会 （平成29年 5月18日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告
平成29年度WG活動に係る検定協会
との意見交換
- ・委員長連絡会報告
- ・その他
住警器を用いた検証事業への協力依
頼（消防庁）

連動機構自主評定委員会報告

戸外表示器管理委員会報告

非常用放送設備専門委員会報告

○設備委員会 （平成29年 5月25日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
光警報装置の設置場所を示すピクト
グラムについて
- ・委員長連絡会報告他
- ・その他
糸魚川市大規模火災を踏まえた今後
の消防のあり方検討会について

○システム企画委員会

（平成29年 5月29日）

- ・光警報システム関連の経過報告
光警報装置関係の経過概要報告
- ・火報関連システムとの連携調査小委員
会報告
非常電話・非常通報装置の関係
- ・火災報知システム自主管理専門委員会
報告
- ・委員長連絡会報告

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第58期定時総会 （平成29年 5月22日）

- ・第1号議案 第57期事業報告（案）承
認の件
- ・第2号議案 第57期決算報告（案）承
認の件

協 会 通 信

- ・第3号議案 役員選任（案）承認の件
- ・第4号議案 第58期会費の額と納入方法（案）承認の件
- ・第5号議案 第58期事業計画（案）承認の件
- ・第6号議案 第58期収支予算（案）承認の件

○第2回理事会 （平成29年5月22日）

- ・代表理事、副会長、常務理事、常任理事の選任について

○第2回企業委員会

（平成29年5月11日）

- ・消火器の申請・回収状況
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・平成29年度 企業委員会の検討課題について

○第2回技術委員会

（平成29年5月16日）

- ・労働安全衛生法の改正に伴う化学物質のラベル表示の検討
- ・「消火器便覧」（仮称）作成について

○第3回技術委員会

（平成29年5月30日）

- ・150㎡以下の防火対象物に設置する消火器の性能のあり方検討

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第384回技術委員会

（平成29年5月9日）

- ・平成28年度技術委員会のHP掲載用活動報告について
- ・勉強会の担当部会（確認）について
- ・合同委員会の準備について
- ・その他

○第139回第三技術分科会

（平成29年5月16日）

- ・平成29年度工業会勉強会について
- ・平成28年度第三部会技術分科会活動報告（案）について
- ・その他

○第46回定時総会 （平成29年5月17日）

- ・第1号議案：平成28年度「事業報告書及び財務諸表」承認に関する件
- ・第2号議案：平成28年度「公益目的支出計画実施報告書等」承認に関する件
- ・第3号議案：平成29年度「事業計画書（案）及び収支予算書（案）」承認に関する件
- ・第4号議案：任期満了に伴う「理事及び監事」選任に関する件
- ・第5号議案：「入会金・会費規程」改正（案）承認に関する件

協 会 通 信

検定協会だより 29年6月

協 会 通 信

○第157回第二技術分科会

(平成29年 5月18日)

- ・労働安全衛生法（化学物質のラベル表示）について
- ・危険物施設への樹脂配管の使用について
- ・泡消火設備の点検マニュアルについて
- ・平成28年度 第二部会活動報告について
- ・その他

○第161回第一技術分科会

(平成29年 5月19日)

- ・負圧環境下で使用できる SP ヘッドの追加申請について
- ・ハウジング継手の耐熱性の件について
- ・アスクル倉庫火災の件について
- ・第一部会の今後の審議テーマ・活動事項について
- ・ステンレス鋼管腐食の件
- ・その他

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会 (平成29年 5月24日)

- ・全国消防機器協会事務局長会議等の報告について

- ・検定業務規程及び受託評価業務規程の一部改正について

- ・平成29年度 消防庁長官表彰について
- ・第95回全国消防長会 技術委員会について（報告）
- ・平成29年度 消防財政実務研修会の日程及びアンケート調査の内容について
- ・東京国際消防防災展2018について
- ・危機管理産業展（R I S C O N）2017について
- ・その他

○大型技術委員会 (平成29年 5月25日)

- ・第95回全国消防長会 技術委員会の報告について
- ・ISO/SC6/WG8 作業メンバーの変更について
- ・消防ポンプ自動車等の安全基準の見直しについて
- ・検定協会との合同会議
- ・その他

○小型技術委員会 (平成29年 5月19日)

- ・燃料タンクの樹脂材質に係る検討について
- ・その他

協 会 通 信

■■人事異動■■

◆日本消防検定協会辞令◆

○平成29年 5 月31日付

(氏名)	(新)	(旧)
里見 俊郎	(退職)	消火・消防設備部 特別検定員

◆消防庁人事◆

○平成29年 5 月 1 日付

(氏名)	(新)	(旧)
守谷 謙一	併任解除 予防課課長補佐	総務課消防技術専門官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐 併任 消防・救急課
中嶋 仁美	併任解除	総務課企画係長 併任 消防・救急課

○平成29年 5 月 8 日付

(氏名)	(新)	(旧)
池町 彰文	併任 国民保護・防災部防災課国民保護室 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室	予防課危険物保安室危険物施設係長

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第29～9号	株式会社丸山製作所	粉末(ABC) 6.0kg (CO ₂ 加圧式、鉄製)	H29.4.21
泡消火薬剤	泡第29～1号	深田工業株式会社	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	H29.5.11
	泡第29～2号	第一化成産業株式会社	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	H29.5.11
中継器	中第29～1号	能美防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω	H29.4.21
	中第29～2号	能美防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω	H29.4.21
	中第29～3号	能美防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω	H29.4.21
	中第29～4号	能美防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω	H29.4.21
流水検知装置	流第29～8号	ヤマトプロテック株式会社	湿式K50、作動弁型40(10K、縦)	H29.4.21
	流第29～9号	ヤマトプロテック株式会社	湿式(小流量検知型)K35・50・60、作動弁型80(10K、縦)	H29.4.21
	流第29～10号	ヤマトプロテック株式会社	湿式(小流量検知型)K35・50・60、作動弁型65(10K、縦)	H29.4.21
	流第29～11号	ヤマトプロテック株式会社	湿式(小流量検知型)K35・50・60、作動弁型100(10K、縦)	H29.4.21

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
消火設備用消火薬剤	品評剤第29～1号	ヤマトプロテック株式会社	第三種浸潤剤等入り水	H29.4.5
消防用ホース	H0246BC02A	櫻護謨株式会社	保形、合成樹脂、使用圧2.0、呼称25(シングル、ポリエステル・ポリエステルモノフィラメント綾織、円織)	H29.5.9
	H0124EC08A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称50(シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	H29.5.26
結合金具に接続する消防用接続器具	品評接第29～4号	株式会社山田製作所	媒介金具(受け口・差込式・呼称40)(差し口・ねじ式・呼称25)	H29.5.8
消防用結合金具	C06KN01A	帝国繊維株式会社	使用圧1.4、ねじ式、呼称250(大量送水用)	H29.5.8
	C06KN02A	帝国繊維株式会社	使用圧1.4、ねじ式、呼称300(大量送水用)	H29.5.8
	C17KN05A	櫻護謨株式会社	使用圧1.4、ねじ式、呼称300(大量送水用)	H29.5.9

品質評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
消防用ホース	H0125DC06B	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称40（シングル、ポリエステル ポリエステル/アラミド・ポリエステル フィラメント綾織、円織）	H29.5.26
漏電火災警報器受信機	E010204B	オムロン株式会社	交流100/200V、50/60Hz、 公称作動電流値50, 100, 200, 400, 800mA、 作動入力電圧30mV、集合型	H29.4.27

検定協会だより 29年6月

検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	0	10	1,836	105.5	113.1
	小型	0	0	76	242,909	73.8	83.6
消火器用消火薬剤	大型用	0	0	1	40	36.4	63.3
	小型用			12	19,236	86.5	96.6
泡消火薬剤		0		18	122,160	117.2	119.9
感知器	差動式スポット型	0	0	31	272,519	85.6	93.6
	差動式分布型	0	0	13	6,650	82.4	86.8
	補償式スポット型	0	0	1	500	100.0	200.0
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	0	0	34	119,833	89.6	103.4
	熱アナログ式スポット型	0	0	6	10,201	147.6	151.0
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	1	9	皆増	9.0
	光電式スポット型	4	0	43	160,941	110.4	119.7
	光電アナログ式スポット型	2	0	16	51,379	98.0	95.8
	光電式分離型	0	0	3	220	61.1	71.4
	光電アナログ式分離型	0	0	2	105	1,312.5	199.1
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	-
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	皆減
	紫外線式スポット型	0	0	2	120	54.5	75.9
赤外線式スポット型	0	0	6	985	128.1	93.9	
紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	-	-	
炎複合式スポット型	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	17	24,758	105.1	107.9
	P型2級	0	0	11	4,550	131.7	118.1
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		4	1	81	37,886	124.2	118.9
受信機	P型1級	0	0	62	2,141	105.3	108.1
	P型2級	0	0	16	4,240	117.3	136.3
	P型3級	0	0	1	50	皆増	皆増
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	11	100	147.1	105.2
	G型	0	0	4	9	150.0	58.6
	GP型1級	0	0	6	10	125.0	89.5
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	15	29,204	90.5	87.1
GR型	1	0	13	146	167.8	137.1	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		6	0	37	166,961	100.4	116.3
流水検知装置		1	0	41	2,126	96.9	105.3
一斉開放弁		0	0	28	1,321	67.6	64.8
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	0	0	皆減	55.6
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	26	13,998	116.5	113.2
緩降機		0	0	5	930	145.3	153.3
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	21	96,676	169.8	144.0
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	33	519,995	227.7	151.1
合計		18	1	703	1,914,744	113.4	111.6

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-	
音響装置	0	1	0	1	300	600.0	107.1	
予備電源	0	0	0	3	20,200	112.1	129.9	
外部試験器	0	0	0	6	310	378.0	148.9	
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	450	128.6	368.3	
	受信装置等	0	0	1	20	皆増	皆増	
光警報装置	0	2	0	4	2,390	皆増	皆増	
光警報制御装置	0	0	0	0	0	-	-	
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	0	0	皆減	5.4	
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	7	319,000	104.5	113.9	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	8	5,235	1,903.6	207.8	
消火設備用消火薬剤	0	0	1	5	29,266	49.0	57.8	
住宅用スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	-	-	
住宅用スプリンクラー設備・構成部品	0	0	0	0	0	-	-	
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	1	8	12	109.1	75.0	
	可搬消防ポンプ	0	0	4	255	67.3	75.8	
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	2	430	46.2	104.0	
	呼称65以下のもの	0	0	1	15	10.7	41.4	
消防用ホース	平 40を超えるもの	4	0	0	11	21,250	108.6	123.4
	平 40以下のもの	4	0	0	9	24,455	78.8	82.8
	濡れ	0	0	0	0	0	-	-
	保形	1	0	0	5	5,400	122.4	145.1
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	1	50	皆増	皆増
	差込式	0	0	0	30	78,231	73.1	79.6
	ねじ式	0	0	0	16	9,478	142.6	85.9
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	-
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	10	4,080	102.6	103.8
	受信機	0	0	0	9	2,983	77.6	66.9
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	3	23,912	皆増	597.0	
特殊消防ポンプ自動車	1	0	0	6	6	150.0	160.0	
特殊消防自動車				0	0	皆減	皆減	
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	0	0	-	皆増	
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	皆減	皆減	
消防用積載はしご	1	0	0	5	150	35.2	24.4	
消防用接続器具	0	0	0	11	1,683	210.4	101.7	
品質評価業務				確認評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
外部試験器の校正	0	0	0	9	47	151.6	148.2	
オーバホール等整備				2	2	40.0	71.4	

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

平成29年 5月

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	1	1	22	26,712	124.6	198.0	
非常ベル及び自動式サイレン	0	1	3	44	4,804	85.2	114.5	
放送設備	3	0	3	103	149,088	161.3	120.9	
パッケージ型自動消火設備	0	0	0	0	0	皆減	皆減	
パッケージ型自動消火設備・構成部品	0	0	0	0	0	皆減	皆減	
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	1	9	1,930	141.9	69.0
	2号消火栓	0	0	1	9	2,084	378.9	120.2
	広範囲型2号消火栓	0	0	1	6	245	222.7	88.7
	補助散水栓	0	0	0	1	100	皆増	皆増
	ノズル	0	0	0	20	6,363	95.1	99.2
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	7	65,303	141.6	94.2	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	0	5	9,520	136.0	54.0	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	0	0	0	0	0	-	-	
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	32	10	10	76.9	56.5	
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定機器評価	0	0	0	2	11	30,642	149.1	145.1
受託試験及びその他の評価	依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
受託試験(契約等)	2							
受託試験(その他の契約等)				1	1	33.3	66.7	
評価依頼(基準の特例等)	1							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

6月21日は夏至。1年で最も昼間の長い日になります。この日を境に夜が長くなっていきますが、暑さはここからが本番。ここ数年、夏日、真夏日が増しているように感じます。皆様、健康に留意して暑さを乗り切ってください。

さて、日本消防検定協会では、予防技術講習会と題して、総務省消防庁予防課から講師をお招きし、予防行政の動向についてご講演いただいています。今年も東京（7/28）及び大阪（8/4）で開催することとし、既に案内をお送りしているところで、ホームページにも記載が

あります。参加は無料です。皆様のお越しをお待ちしております。

今月の巻頭のことばは、消防庁消防大学校長の横山忠弘様からご寄稿いただきました。消防大学の教育訓練計画の主な改正点を中心に、様々な取り組みをご紹介いただいています。

協会情報では、第58回消防機器業務懇談会の概要、平成28年度の検定業務を振り返って、検定業務規程及び受託評価業務規程の一部改正について並びに中継器の検定細則の一部改正についてご紹介しています。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電 話 0422-44-8471（直通）
E-mail
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 9 階
TEL 03-3593-2991 FAX 03-3593-2990

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

